

川越市斎場及び川越市民聖苑やすらぎのさと条例施行規則（案）の概要について

平成29年1月

市民部 新斎場建設推進室

1 制定の趣旨

平成29年4月1日より供用開始予定の新たな川越市斎場（火葬場）については、隣接する川越市民聖苑やすらぎのさと（市営式場施設）と一体的に管理運営を行うため、川越市斎場及び川越市民聖苑やすらぎのさと条例（以下「条例」といいます。）が制定されています。

新たな川越市斎場の供用開始を迎えるにあたり、休館日や利用時間、利用許可の申請など、条例の施行に関して必要な事項を定めるため、川越市斎場及び川越市民聖苑やすらぎのさと条例施行規則（以下「規則」といいます。）を定めようとするものです。

2 規則（案）の主な内容

規則（案）に定める主な内容は、次のとおりです。

(1) 休館日及び火葬室、式場などの利用時間に関する事項

川越市斎場及び川越市民聖苑やすらぎのさとを利用することができる日や時間について定めようとするものです。

(2) 利用に関する事項

火葬室、式場などの各施設の利用に関して、許可の申請や利用許可、利用の変更等に関する手続き及び申請書等の様式について定めようとするものです。

また、使用料の免除に該当すると認められる事由や、環境や設備等への配慮として、火葬を行うにあたり、ご遺体等とともに棺等に納める副葬品等の制限について定めようとするものです。

(3) 組織に関する事項

川越市斎場及び川越市民聖苑やすらぎのさとで行う事務や職員の体制などについて定めようとするものです。

3 規則（案）の施行期日

規則（案）の施行期日は、平成29年4月1日を予定しています。